宮崎市から お知らせ

# 新規就農者(新規参入・農業後継者)支援事業要望調査

宮崎市(農政企画課)では、新規就農者の皆さんがスムーズに支援事業を活用できるよう本要望調査を実施します。

事業活用要望のある方は裏面の要望調査書に必要事項を記入し、 3月22日(金) までに 農政企画課または最寄の各総合支所農林建設課へ提出してください。(Fax可)

#### 経営発展支援事業<国庫補助事業>

就農後の経営発展のために、機械・施設等を導入する場合、国と県が支援します。 ※ |

【対象者】49歳以下で令和5年度以降に新たに農業経営を開始する認定新規就農者 ※2、3 【補助率】国 | /2、県 | /4 ※4、5

【対象経費】機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等 ※6

- ※ | 取組み計画に応じたポイントでの事業採択方式になります。
- ※2 親の経営に従事してから5年以内に経営を継承した農業後継者も対象になります。
- ※3 令和5年4月 | 日以降に農業経営を開始または経営を継承した者が対象となります。
- ※4 補助対象事業費の上限1,000万円(補助金ベース 最大750万円)
- ※5 「経営開始資金」を活用する場合は、補助対象事業費の上限500万円(補助金ベース 最大375万円)
- ※6 初期投資に必要な経費を対象とし、本人負担分については融資を受けること。

### 2 経営開始資金<国庫補助事業>

一定の要件を満たす新規就農者に対し、経営安定に必要となる資金を交付します。

【対 象 者】経営開始時に49歳以下の認定新規就農者 ※1、2、3

【支 援 額】 | 2.5万円/月(最大 | 50万円/年)、最長3年間

- ※ I 新規参入者または農業後継者(親の経営に従事してから5年以内に経営を継承した者で、継承後に新規作物の導入等リスクのある取組みを行う者)
- ※2 前年の世帯所得 (親子及び配偶者の範囲) が原則600万円未満の者
- ※3 既に農業次世代人材投資事業(経営開始型)や市の農業後継者事業の交付を受けている者は除く

## 3 地域を担う農業後継者支援事業<市単事業>

親元就農者が、規模拡大や新技術の導入により所得向上に取り組むために必要となる機械や資 機材等の導入に要する費用の一部を助成します。

【対 象 者】認定新規就農者または認定農業者(共同申請含む)※ 1、2

【補 助 率】 | /2以内(補助金額の上限は | 00万円)

【親元要件】市内に住所及び生産基盤を有し、農業経営を継続している ※3

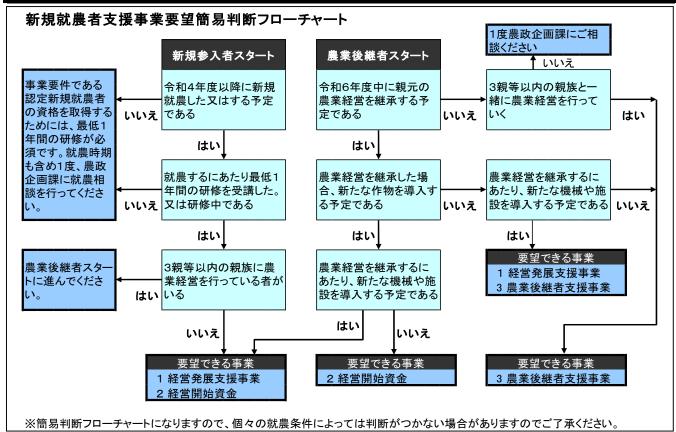
- ※ | 申請時点の年齢が | 8歳以上49歳以下である者
- ※2 H31年4月以降に教育修了または勤務先を退職などして農業経営を開始した者
- ※3 親元とは3親等以内の親族。法人の場合は3親等以内の親族を役員として80%以上有していること

事業要望のある方は必要事項を記入のうえ、宮崎市農政企画課または各総合支所農林建設 課にご提出ください。※①~④は必ず記入してください。農業後継者は⑤⑥も必ず記入してください。

要望調査書をご提出いただいた方に、後日、ご希望の事業に関するご案内をいたします。

※今回の調査は事業採択・事業実施を保証するものではありません。また、事業内容等に変更が生じることがありますので、予めご了承ください。

	提出日	令和6年	月	日					
①	ご住所	〒 — 宮崎市							
2	ふりがな <b>お名前</b>				生年月日	昭和 / 平成	<b>年</b> (	月 歳)	Ш
3	連絡先	自宅電話 一携帯電話 — —							
4	要 望事業名	□ I 経営発展支援事業<国庫補助事業> ※複数回答可。 □ 2 経営開始資金<国庫補助事業> 下記のフローチャートを参考にしてくださ □ 3 地域を担う農業後継者支援事業<市単事業> い。							
<b>⑤</b>	前職離職日 研修修了日	平成 / 令和 年 月 日 ※勤続中の方は離職予定日をご記入ください。							
6	親元となる農業者	ふりがな <b>お名前</b>				申込者 との続			
		経営品目				経営継承予	定日 令和	ュ 年	月
7	導入機械	CO2発生装置	(	・トラク	79- (	ps)・そのf	也 (		)



## 【各事業についてのお問い合わせ先・提出先】

宮崎市 農政企画課(第4庁舎6階) 電話:21-1785 fax:44-0770